

住民票・所得証明書など **時間外受け取りの電話予約を受け付けます**

受付担当	市民生活課 窓口係 ☎75-6116	税務課 市民税係 ☎75-2126
予約できる 証明書	①住民票の謄・抄本 ②印鑑証明書 ※印鑑登録手帳または印鑑登録証 カードを必ずご持参ください。	①所得証明書 ※世帯全員の証明が必要な場合で、その世帯員に税法上の被扶養者がおり、その者の所得証明も必要な場合は収入がないことの（簡易）申告が必要なため、電話予約はできません。 ②課税証明書 ③納税証明書
電話予約 受付日時	月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分～17時	
交付する 場所と時間	場所 宿直室（庁舎 裏玄関横） 時間 平日 17時30分～20時（土・日・祝日は8時30分～20時）	
受け取る ときに 必要なこと	予約は代理人でもできますが、受け取りは本人か、同一世帯の方に限ります。また、受取者確認のため、官公署発行の身分証明書（運転免許証・パスポート・住基カード・障害者手帳・外国人登録証明書等の顔写真付のもの）を提示してください。	予約は代理人でもできますが、受け取りは本人か、本人からの委任状をお持ちの方に限ります。また、受取者確認のため、官公署発行の身分証明書（運転免許証・パスポート・住基カード・障害者手帳・外国人登録証明書等の顔写真付のもの）を提示してください。

市役所の開いている時間に来られない方は、市民生活課と税務課で電話による各種証明書の予約を受け付けています。平日の8時30分から17時までの間に電話で予約すると、時間外に多久市役所宿直室で受け取ることができません。なお、電話予約では交付できない証明書もありますので、予約するときに係員にご確認ください。



名義変更・廃車 手続きは3月末までに

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日までに名義変更や廃車の手続きをお願いします。

手続きがない場合は引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続きが異なりますのでご注意ください。

問い合わせ・手続き

- 原付、農耕用車両
多久市 税務課 市民税係 ☎75-2126
- 軽四輪、軽三輪、軽二輪（125cc超～250cc）
軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎30-4078
- 自動二輪（250cc超～）
九州運輸局 佐賀運輸支局 ☎050-5540-2082
（音声ガイダンスが流れたら026を押してください）

平日に手続きができない方へ 土・日曜日も転入・転出届を 受け付けます

実施日 3月24日(土)、25日(日)

3月31日(土)、4月1日(日)

時間 9時～12時

※本人確認のため、免許証等を持参してください。

○転入・転出・転居の手続きと、それに伴う国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続き

取扱い窓口 市民生活課 ☎75-6116

○転入・転出・転居による乳幼児医療費助成、子ども手当受給の手続き

取扱い窓口 福祉課 ☎75-6118

住所を移す時は、必ず届出をしてください。
多久市から転出する時は、市で発行する転出証明書が必要です。また、多久市に転入する時には、前の住所地で発行する転出証明書が必要です。